

「高井戸東小学校支援本部」規約

(名称)

第1条 この組織は「高井戸東小学校支援本部」と称する。(愛称「三輪舎」)

(目的)

第2条 高井戸東小学校の教育活動の充実・発展のために、また学校周辺地域との協力体制の構築のために必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 高井戸東小学校支援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、教育活動支援
- 二、総合的な学習の時間に関する支援
- 三、特色ある教育活動に関する支援
- 四、安全・安心に関する支援
- 五、ビオトープ・校庭・屋上芝生等の施設美化に関する支援
- 六、読書活動推進に関する支援
- 七、土曜日学校や放課後教室等の教育課程外に関する支援
- 八、学校・保護者・地域との連携に関する支援
- 九、その他、校長・学校が求める学校支援の内、本組織が認めたもの

(組織)

第4条 本部役員および委員は地域の有識者・同窓生・その他、校長からの推薦者を含めた10名程度で組織する。

(役員と職務)

第5条 本部には次の役員を置き、職務は次のとおりとする。

- 一、本部長・学校、地域と連携して、本組織および各所掌事業全体を統括する。
- 二、事務局長・学校との調整を図り、事業全体の運営にかかわる。
- 三、庶務・各所掌事業からの報告を受け、区教委への報告などを行なう。
- 四、会計・各所掌事業内容に応じた予算執行を管理・監督する。
- 五、広報・支援本部の活動を知らせる。
- 六、顧問・本組織の必要に応じて、助言、協力をする。

(役員任期)

第6条 役員および委員の任期は1年とする。しかし、転居あるいは健康上の理由・家庭における諸事情等により任務の遂行が困難になった場合はその職務を辞することができる。

(会議)

第7条 学校支援本部役員会議は、毎月1回実施する役員会と、学期に1回実施する運営委員会、また必要に応じて開催する臨時会を実施する。

(守秘義務)

第8条 役員および委員は、個人情報等事務遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。

(検証と評価)

第9条 年度末には第三者を交えた検証の場を設け、学校支援本部が適切かつ有効に運営されているかを評価し、その旨を各所掌事務担当に伝え、次年度の各事業に活かすこととする。

(会計監査)

第10条 本会に会計監査2名を置き、各事業の監査結果を区教委、学校長、本部長に報告しなければならない。また、会計監査の時期は、事業ごとの最終事業終了後直ちに行なわなければならない。

この規約は平成20年10月1日より施行する。